

主要地方道島田吉田線（仮称大井川新橋）地方道路交付金事業の
事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成21年6月29日（月）

2. 開催場所 国土交通省内会議室

3. 議 題 主要地方道島田吉田線（仮称大井川新橋）地方道路交付金事業の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通省中部地方整備局長から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された主要地方道島田吉田線（仮称大井川新橋）地方道路交付金事業について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通省中部地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 本件事業に関する公益性の判断に関しては特に問題ないことから、事業認定をすることは妥当である。
- ・ 反対意見は、静岡県起業の本件事業が、既存の島田市道等の敷地を一部利用することから、事業自体を静岡県が島田市等から承継しているような印象を与えたためになされたものと思われる。しかしながら、本件事業は、起業者による適切な工法・ルート検討等の結果、現在の事業計画に決定されたものであり、島田市道等の事業の経緯は、本件事業の事業認定を行うに当たって考慮する必要はないものと思われる。
- ・ 本件事業の起業者である静岡県が、島田市道等の事業を直接引き継いだわけではないとしても、両事業者間で意見交換や情報提供等がなされていることが望ましい。
- ・ 起業者により事業計画についての適切な説明を行えば、反対者にも納得していただける余地があると思う。
- ・ 本件事業に係る都市計画決定の手続きは適法になされており、その一環として、意見書の提出等、土地所有者等が意見を述べる機会が確保されていたことからすれば、特に問題はない。